

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している

中小企業・小規模事業者の方へ

令和3年度 固定資産税・都市計画税が軽減

されます

新型コロナウイルス感染症関係で地方税法の改正があり、次のとおり令和3年度の固定資産税・都市計画税の課税標準が軽減されます。

該当される方は、期限までに同封の申告書をご提出していただきますようお願いします。

対象
・
軽減率

中小事業者（個人、法人）について、令和2年2月～10月の任意の連続する3か月間の事業収入の合計が、前年同期と比較して

●30%以上50%未満減少している場合、**軽減率:1/2**

●50%以上減少している場合、**軽減率:全額**



軽減対象

●事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税（取得又は評価額の1.4%）

●事業用家屋に対する都市計画税（評価額の0.3%）

申告方法

中小事業者（個人、法人）は同封の申告書に、税理士や会計士といった認定経営革新等支援機関等の確認機関〈※〉から次の事項の確認を受けたものを、市役所税務課固定資産税班まで提出してください。

（1）中小事業者であること

（2）事業収入の減少

（3）特例対象家屋の居住用・事業用割合について



なお、確認申請及び申告書には**会計帳簿**や**青色申告決算書**、**納税通知書**など必ず客観的に確認できる関係書類を添付してください。

確認を受ける際に、手数料がかかる場合がありますのでご確認ください。

申告を専門機関等へ依頼していない方で、関係書類等ご不明な点は市役所固定資産税班へお尋ねください。

〈※〉認定経営革新等支援機関の認定を受けた**税理士・会計士又は監査法人・中小企業診断士・銀行・信用金庫・商工会議所・商工会、その他税理士・税理士法人・各地の青色申告会連合会・各地の青色申告会等のこと。**

申告期間

令和3年1月4日(月)～2月1日(月)

確認機関による受付は期間前から行っていますので、お早めにご準備ください。

提出先

平戸市役所税務課固定資産税班、各支所、各出張所

【お問い合わせ】平戸市財務部税務課 固定資産税班

電話 0950-22-9117(直通) E-mail:kotei@city.hirado.lg.jp

裏面もご覧ください



申告の流れ



質問・疑問

Q 1 確認機関に提出する必要書類を教えてください

- A ① 申告書(事業収入割合、特例対象資産一覧、中小事業所であることの誓約など)
- ② 収入減を証する書類
 ○昨年度分の確定申告書・青色申告決算書・収支内訳書の写しなど
 ○令和2年分の会計帳簿の写しなど売り上げが確認できる書類
- ③ 軽減対象家屋の事業用割合を示す書類
 ○青色申告決算書、納税通知書、図面など

※ 必要書類が揃っていない場合は、確認書が発行できないことがありますのでご注意ください。

Q 2 市役所に提出する必要証書類を教えてください

- A 確認機関の確認を受けた申告書(原本)に加えて、同機関に提出した書類と同じものを提出してください(コピー可)。
- ※ 必要書類が揃っていない場合は、申告を受け付けられないことがありますのでご注意ください。

Q 3 今年開業し、昨年分との比較ができませんが、対象になりますか？

- A コロナの影響を受けたかどうかという観点で比較することが困難であるため、対象となりません。

Q 4 住宅用家屋と一体になっている事業用の事務所も減免の対象となりますか？

- A 事業用と居住用が一体となっている家屋についても対象となります。事業専用割合に応じた部分が軽減の対象となります。

Q 5 土地も軽減の対象となりますか？

- A 土地は対象となりません。軽減の対象となるのは事業用の家屋と償却資産です。

Q 6 事業収入とは何ですか？

- A 一般的な収益事業における売上高と同義です。給付金や補助金収入、事業外収益などの一時的収入は含まれません。

Q 7 複数の事業(A事業・B事業)を営んでいる場合、A事業のみ事業収入が半減している場合には、A事業のみ対象となりますか？

- A 事業ごとのカウントは出来ません。事業収入の減少の判断は1社の中小企業が行うすべての事業に係る収入の合計額で比較します。このため、A事業とB事業の合算した事業収入が一定程度減少していることが要件となります。

この制度について詳しくは中小企業庁のホームページでご確認いただけます

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>